

平成 31 年度第 5 回立川市第 2 次発達支援計画策定検討委員会 会議録

開催日時 令和 2 年 1 月 15 日（水曜日）午後 6 時 30 分～8 時 30 分

開催場所 立川市子ども未来センター 多目的室

出席者 [委員] 委員長・田中哲、乙幡京子、宮田章子、川越優紀、長岡恵理、高橋久雄、
照内潤子

[オブザーバー] 大久保節士郎

[関係課長] 伊藤京子（子育て推進課長）、竹内佳浩（子ども育成課長）、三輪秀子（保育課長）、江頭由美子（保育振興担当主幹）、鈴木眞理（健康推進課長）、秋武典子（教育支援課長）、川崎淳子（指導課統括指導主事）

[事務局] 横塚友子（子ども家庭部長）、初鹿俊彦（子ども家庭支援センター長）

配布資料

資料 1 立川市第 2 次発達支援計画（案）

資料 2-1, 2-2

【当日配布資料】

資料 1 の一部修正資料

会議録

1. 開会

【委員長】 皆さん、今年もよろしくお願いいたします。今回がこういう集まりが最後となるので、どこまでできるかわからないが、また残ったらメールでやり取りしながらやって参りたい。A 委員と B 委員からご意見をいただいているので、その説明を伺い、それにお答えできるところはお答えいただいていたところからやっていきたい。それでは、資料 2-1 からご説明を。

【A 委員】 新しく第 2 次発達支援計画（案）ということで、ここと重なってわかりやすいと思うので、こちらで説明を。ここに私が出した分が直っている部分がある、すでに。だから、重なりといけないので、もう直している分というか、訂正している分というのは言わないという形で飛ばしていくようにしていく。9 ページの相談機能の課題のところの 2 番目のところで、「相談する内容は複雑かつ多岐にわたる一方、ニーズを把握することが難しく相談が続かない」というところの文章を、私が相談したら解決するのか、という質問をぶつけて、ケースとして厳しくなってきていると、ここに書き足してくださっていると思う。ただ、ちょっと相談につながりにくいとか「一方」という言葉の意味がちょっとわかりにくいので、ここを少し書き直してもらえないかということをすでに電話で

伝えている。それから、20ページの就学相談のところは、親からすると相談の質の向上というところは、ここには「情報収集を行うよう努める」となっているが、情報収集というよりは就学相談の質の向上という点では、相談員の質の研修をしてもらったり、相談員がまだまだとても困った方が多く、去年もおととしも就学相談では嫌な思いをしたという保護者がたくさんいたので、このところは情報収集に努めるのではなく、相談員そのものの質の向上というものを考えられないか、ということ伝えた。それから、21ページの相談9のところでは、14ページにあるような図とか表のようなこととか、支援団体の紹介だったりそういうものを作れないかということ聞いた。図になっているとわかりやすいので。それから24ページの重度心身障害児の対応のところでは実態はどれくらい把握しているのかということ聞いたかった。必要に応じて地域で行うと書いてあるが、市としてつかんでいるものを教えてほしい。それから27ページの間診票の見直しのところ、3-7。実物を見せてほしい、と伝えていて、先ほどもらったが、見直しとなっているのにずっと継続となっているのは、いつまで見直しをするのかということ。私、自分の子供が3歳児健診を受けたときにもものすごい最悪な問診票で、そのときにすでに市に文句言ったぐらいであった。そのくらい年数が経っているのにまだ継続して見直しというのはどうなのか、ということで、それで見直しがどんな見直しなのかと聞いている、その場で答えをと話してある。それから、30ページの3-18の同行受診は、前回もだれがいくかと聞いたが、まだちゃんと答えてもらっていなかったのもう一度ちゃんと答えてほしいと伝えた。こういう風なシステムが本当にあるのかどうかをお聞きしようかと思っていた。それから36ページの4-17インターネットによる情報共有のところ。インターネットの相談受付、例えばメールなどでの発達相談などはできないのかと、そういう質問をした。ちょっと厳しいという話があったが、八王子市や他市でもやっているところもあるので、もし立川市でも検討してほしいということをお願いした。それから43ページの5-21、障害児対応職員の加配の判断。保護者の同意が本当に必要か、ということで、保護者の感情に配慮しながらというところを、以前、嫌だという保護者がいるかも、という話が出て、そのときの話がちょっと中途半端だったのでもう少し詳しく説明してほしいということ伝えた。保護者の同意がないとつけられないのか、それとも保護者の同意がなくても職員が望めば加配がつけられるのか、保護者の感情に配慮しながらの意味合いがちょっとわかりにくいので、もう一度説明をということ。45ページの6-7、就学後につながる発達支援のところ、「小学生から高校生までの子どもうち、友達との関係や勉強での悩み」と書いてあるが、心身の悩みを入れ

られないか、と出してある。友達の関係と勉強の悩みだけではなく、実際に医療機関にかかったときに発達障害が絡んだりすると心の悩みとか体の悩みとかいろいろ出てくるので心身の悩みとかいうのも入れられないかと書いた。

【委員長】 はい、ありがとうございます。また別個、絞り込んでお答えできるところは答えて、今のご指摘に関してお答えできるところはあるか。問診票はみてどうだったか、とかは。

【A 委員】 ちょっと字が小さくて、すいません。

【委員長】 あとでゆっくり見ていただいて。事務局のほうからあるか。

【事務局】 最初の9ページの課題のところだが、表現がわかりづらいということで、こちらのほうで文言の修正をさせていただきたい。「就学相談及び子ども家庭支援センターの連携」というところは…。

【教育支援課長】 就学相談というところで、教育支援課の担当だが、この項目のところが「就学相談及び子ども家庭支援センターの連携」と連携に注目した書きぶりになっている。確かにご指摘の通り、就学相談員の資質の向上ということは必要だが、そちらのほうは現在策定中の第3次特別支援教育実施計画のほうで取り組みたいと考えている。ここの連携の部分でいうと、連携を進めて情報収集を行う目的としては、質の向上のためで、その示したものの目的を挙げたものであって、この質の向上のためにこれだけをするのではないととらえていただけるとありがたいと思う。この項目については、役割のところの部分だけ抜き出して述べたとご理解いただけるとありがたいと思う。

【委員長】 相談員のスキルアップというのは、特別教育支援計画の中で取り組んでいただけるということでよろしいか、はい、ありがとうございます。

【事務局】 「将来の見通しが持てる情報提供」で、14ページの流れの中で将来の見通しが、ということなので、その先の見通しを持ったところまでの意見だが、発達支援計画の目的とか対象が、主に0歳から義務教育就学までのお子さんということになっていて、その先となると、成人を含めたところまでは難しいと思っている。本来は一貫した形でやっていくべきかとは思いますが、この計画のイメージ図でいうと、14ページでお示ししているところまでかなと考えている。同行受診のところだが、どういう場合に一緒に受診するかは、前段のところ、「自ら受診が困難なときは」となっていて、どちらかというケースワークしながら、普段も子ども家庭支援センターの子ども家庭相談係のほうでは、保護者やお子さんの状況を見ながら同行受診など、いろんな支援の中にあるが、具体的にどういふときにやるのかという制度的にこの場合は同行受診をするというものではないので、支援のなかで担当者が判断しながら実際やっていく、ということになるのかなと思う。そうはいつでも、お子さんを連れていくことで、発達支援のきっかけになるといいとは思っているので、このように示している。

どの場合にどうする、ということはなかなか提示するのは難しい。

【委員長】 ただ、こう書いちゃうと期待されますよ、といったことだと思うが。

【事務局】 「自ら受診が困難なときは」というところで。受診の促しだとか、いきなり同行受診することは難しいと思っている。その前に、それなりの一定の支援があることが前提である。次に「インターネットによる情報共有」に関してインターネットによる相談についてだが、ご指摘いただいている内容は承知をしている。いじめだとか、虐待とか、必ずしも電話でなくてパソコンやスマホを使った形で東京都などもそういうインターネットによる相談をしていることは承知しているのだが、では、すぐにやれというところまでではなく、やっているのを参考にしながらでないと、即導入というわけにはいかないので、他の運用を見ながら検討していくのかなと。

【委員長】 やるよとははっきり書けないけど検討はする、という…。

【事務局】 他でどのようにやっているかを調べるのが最初かなと思う。次に、43ページ…。

【委員長】 これは前回の、保護者の感情、といったところをもう一回説明を、とのこと。

【保育振興担当主幹】 障害児対応職員の加配の判断であるが、文章のほうを前のものに加筆修正させていただいているが、「加算」ということで修正した。その中でも「保護者の感情にも配慮しながら」という文言を入れているので、感情とはというところで、お子さんの診断をされるということへの拒否であったり、一定の課題だという思いをお持ちの保護者もおり、加配の必要は感じているが加配の診断は…という感情をお持ちの方がいる。この文章の中でのところで、市として加配した分については加算をさせていただいている。その条件として、必要になるものとして診断書・情報提供書・意見書等の書面を提出していただくことになっている。その中で、加配が必要と示されているものについては加算をしている。そういった書面をとっていただくということになるので、その部分については保護者の同意が必要かなという風に思う。ただ、文章後半にもあるが、実際の運営上では、診断がない子どもについても加配が必要な状況が発生していることでは、手立てをしなければならぬ状況だとは思いますが。加算とは別に、保育園のほうで手立てをしていただいているような状況も実際にはある。その中では、保護者の方に現状保育の中でこういった支援をしている、こういった支援をすることでお子さんが安心して過ごせるのか、あるいは安全面ということにも触れ、保護者の方にお伝えしながら補助的に手立てをしていくということを保護者と園とでしている。そういった内容で、保護者の思いもあるのかなと。

【A 委員】 必ず保護者の…、例えば、A君につけます、というような形だと、保護者ももちろん診断書が必要、そういう形以外の形にはなっていないのかと。

- 【委員長】 誰かにではなくて、クラスにつけるみたいなの。
- 【保育振興担当主幹】 もちろん、1対1で対応しているものばかりではないので、だれだれにつくと明確にしているわけではないが、でも実際にはお子さんのそばにいて担任がよく声をかけたり配慮したり、集団の中につらくなっている様子を見て、個別に対応するというときに加配がつくと思うが、そういったことを保育ですということをやったり保護者の方にはこのお子さんにこういった方がついて普段の保育の中で支援していきますよということはお伝えをする必要があると思う。なので、そういった意味で、保護者の方にそういったことを触れずに人がつくというのは保育がやりづらいのではないかなと思う。
- 【A 委員】 ついて、丁寧に見ていただいていることで、それが嫌だという親御さんがいるということか。
- 【保育振興担当主幹】 そういう方も中にはいる、すべての方ではないが。なかには、そういうことを見てほしくないという保護者の方も。
- 【A 委員】 そういう形でしかできない、というのは。
- 【保育課長】 追加して申し上げると、立川市の場合は国の配置基準よりも手厚い保育士の配置の運営費を出している。なので、園の運営の中の工夫によっては診断がなくても、落ち着かないクラスの中で、少しそのクラスの日中の活動の大きい部分について人を多く配置して落ち着かせるといったような工夫というようなことは各園で考えて行っていると考えている。ただ、やはり何がしかの支援が必要なお子さんについては、実際にはこういう工夫で支援をしているんですよということを保護者には理解してもらうことを状況に応じて進めてもらっている。
- 【A 委員】 う～ん、なんだかわからない気が。
- 【保育課長】 現場判断のみではない、何かしらの客観的な書面をもって運営費の追加の資料で加配のためのお支払いをしているということもあり、そのため（加配が必要だという）根拠資料を保護者に求めているということもある。
- 【委員長】 そういうサービスの実態がある。さっき問題にされていた、「保護者の感情に配慮しながら」というのは、それをやりますよ、とうたった文章の中でうまく機能していないというか、別に言わなくてもいいんじゃないかなという気は僕もちょっとするが、これを見て、ああ、気持ちに配慮してもらってるんだ、よかったとはあんまり思わないのではないかという気がして。結局、A委員が気にしているのはそういうところでは。
- 【A 委員】 私としてはやはり、そんな配慮をする以前に、必要ではないかと思うので。
- 【委員長】 いろんな人がいるっていうのは目配りというか、配慮が必要なんだろうけど。
- 【A 委員】 わかりました。
- 【B 委員】 今のやり取りって、やはり感じたのは、市のほうが制度の視点なのだが、そ

れが説明の結果、烙印を押す、という、昔でいうスティグマということだと思う。だけど、親御さんへの配慮ということよりは、本来はお子さんの最上の利益を考えたらその子にとって居場所になるように配慮・判断すべきだと思う。だから、そのこのところを、もし、親御さんが感情的にお宅のお子さん障害だから加配なのですよ、という説明の仕方があったとしたら、それはちょっと検討していただいたほうがいいのでは。

【保育振興担当主幹】 保育園は障害の有無を判断する場所ではない。集団生活の中で安心してすごし、気持ちをうまく切り替え、友達と上手に関われる、そのために保育士がお子さんにこういう関りや配慮をしている。といったような具体的な手立てをご説明している。そういう配慮が今は必要という伝え方。

【B 委員】 「感情に配慮し、」という表現は、もう少し丁寧に書いたらどうか。「親御さんの理解を求めつつ、」とか。

【保育課長】 今いらっしゃる先生方も保護者の感情に配慮した意見書を書いていただいて、診断ありきではなく、子どもの実情の様子を書きながら、その中で園での生活のために加配が必要、認める、というような、書き方をしてもらっている。

【C 委員】 追加してよろしいか。私は書いている立場なので。実は診断名は書かない、未就学は。集団での様子で、配慮が必要な何点かのポイントを書いて、そこには大人の配慮というか集団で生活しやすいような配慮を必要だから加配が必要であるという風に書く。それでも、いや、という保護者はいるので、実は集団の生活とおうちの様子のギャップがありすぎてなかなかそこに行きつかない、という保護者がいる。A委員にはちょっと誤解を招くような言い方をすると、お子さんのことをもう少し観察してほしい、そうすると理解が深まるが、そこには関心がないという保護者の方が中にはいるので、そこが齟齬がおきてもめる原因になるという感じではあると思う。なので、せっかく保育園が一生懸命思っているところでもそこがどうしてもかみ合わないのはお子さんの状態が理解できない乖離がおこっているのであろうと。そこにはどうも限界があるような気がする。

【B 委員】 制度上のことで、ここの制度を私、知らないのだが、児童養護施設の場合だと、被虐のお子さん今すごく多いが、治療が必要だと判断するのは施設。施設が、10人以上のお子さんを対象となる場合は、心理職の加配が受けられるので申請をするときに、児童相談所の証明をもらう。児童相談所がアセスメントしているもので。だからこの辺が今の先生のお話で、お医者さんが判断するが、その申請はだれか、保育園から？

【C 委員】 ご家族から申請していただくように、保育園がお話をする。

【B 委員】 家族が特別につけてほしいという希望がない場合は、つかない？

【C 委員】 はい、基本的には。

- 【B 委員】 そうすると、これは「感情に配慮しつつ」というのは、保育園側が加配を申請して親を説得するように読み取れるような気がするが。
- 【C 委員】 はい、ただ保護者が加配をつけてください、というのは制度を知らないで、加配制があることさえ知らないから、それを保育園側が説明をしなければわからない。それで、初めて保育園側に言われて、そうだ、やっぱりうちの子、そうしてやったほうがいいという家族がおおむね多いが、ある程度の何%かの保護者の方は、なかなかそのところのつながりがうまくいかない実情はある。
- 【A 委員】 未就学の段階で、理解できてることを望むことのほうが難しいことではないかなと思う。許可というのがないと申請できないというシステムになっているというのが非常に無理がある気がする、その辺が私、よくわからなくて。園として必要ならば、要望していったほうがいいのではと思うが。親にどう、ではなくて。その辺が不思議なのだが。
- 【C 委員】 私、意見書ってというのは保育園の考えではなくて、ある程度の背景とか保障、そこに対するアセスメントの保障がいるわけで、そうすると今度は個人の情報提供とかになるので、そうすると市と他の外部の者とやり取りがなかなか難しくなるという実情もわからんわけでもないし、確かにそうだと思う。最大の問題は、子どもと保育園に人がもっといれば問題がないわけで、でも、それは言うてはいけないことなので。だから、A委員の意見はもっともで、正論だしわかるが、今の現状からいうと、なかなかお金の問題で、配置と、そういうことになるんだろうなと。私、別に行政側の味方でもないが、その書く側の苦労も別にある。
- 【D 委員】 すみません、子どもの最善の利益を保障するということと、保育として預かっているものと、保護者の感情を心にどう織り交ぜるかという、これだけ保護者の感情だけになっていて、子どもの最善の利益を保障する立場にたって、というようなことが言えれば、でもその保護者の方の感情にも配慮するというそれがあるかないかで、だいぶ違うのではないかと。
- 【委員長】 だいぶ違うであろうと。両方かければ。
- 【D 委員】 今のお話を聞いて、それがないと子どもの最善の利益を保障しているのか、ということになってしまうのではないかと。
- 【委員長】 では、最終的に保護者の感情で決まるのか、みたいになるということ。
- 【D 委員】 結果的にそうなるとしても、子どもの最善の利益を保障するという観点で、というのを…。
- 【委員長】 入れてくれると、だいぶニュアンスが違ってくるじゃないかという気がする。では、そういう方向で検討をお願いしたい。
- 【健康推進課長】 27ページの「問診票の見直し」について。こちらは、乳幼児期の成育具合を記入するもので、医療機関等での1歳6か月健診や3歳児健診をス

ーズに行っていくもの。1歳6か月健診や3歳児健診は全国一律にやるもので、例えば、令和2年度については、1歳6か月は、今までやってなかったが、頭囲と胸囲をやるということになり、そちらを入れていかなければならないということで見直しが図られる、また3歳児健診についても眼科を全数行うということでこちらを問診票を見直して、随時こうした見直しをしていかなければならないことがあり、更新している。

【委員長】 継続というのは、更新、更新と見直しはその都度やっているという。

【健康推進課長】 いつ先生方が、これは健康診断であるので、ご指摘があってお声がたくさんあれば、直していくようにしていきたいが、これは随時、必要があれば見直しをしていくという。

【委員長】 マイナーバージョンアップはやっていくにしても、根本的にこう作り変えるというようなことは…。しばらくやっていないが。

【健康推進課長】 そういうのではない。

【A 委員】 提出したものの中に、これと関連して、ここで言わなかったが、発達障害のある子が健診を受けるときの配慮というのが、あまりなされてなかったかもしれない。だから、この、問診票を以前書いたときに、いや全然できないよ、ということはこの問診票を渡して見せたが、結局はほかのお子さんと同じように扱われて、うちの場合は診断もらっていたから、明らかに発達障害で障害があるとわかっているにも関わらず、この問診票に書いてあることがほとんどできないっていうのをみればわかるでしょと思うが、実際の健診の場ではほとんどそれを配慮されずにきてしまったので、そこを含めてやっぱり実際に書きづらい、できない、または、そういうことを聞かれてもどう書いていいかわからない親御さんが、安心して受けられるように、または問診票は書きやすいようにしてほしいということがある。そういうことも含めて出した。今はそういう配慮がなされているのかという質問も以前の中に書いたが、それはたぶん予想としてはなされているのだろうと、想像して質問はしなかった。でも、問診票をみると、やはり難しい。

【委員長】 そのフォーマットというか文言のことではなくて、運用の仕方というかそれを使ってどうやって情報を集めるか、やり方の問題である。

【A 委員】 はい。問診票みたらすぐわかること。あ、この子は配慮が必要だなとか。でも、そういうことをしてもらえなかったというのがあるので、やっぱりこの辺も今後も考えていってほしいというのはある。それは要望として言うだけ。

【健康推進課長】 集団健診という短い時間のなかで、そういった個別のところでの対応については、看護師さん、保健師を含めてそこらへんはできるだけ柔軟な寄り添った形での対応ができるようにやっていければと。なかなか時間の制約の中で、できない部分もあつたりするが、改善ができるところがあれば改善を考え

て参りたい。

【委員長】 ということろで、一通り見てきたが、よろしいか。では、B 委員からのご意見をお願いしたい。

【B 委員】 資料 2-2 だが、パッと見たときにどういう風にこれが実現していくのかなというのが、少し書けるといいのかなと、計画が生きてくるのかなと思って。まず、第 1 次発達支援計画がどういう風に 3 年間取り組まれていって、どういう結果が出てくるのかという、目標が達成されたものも、されないものもあるだろうけれども、そういうものに説明があると次の第 2 次というところが見えてくるかなと思って一番目の第 1 次発達支援計画の進行管理と評価について、どこの部署が、子ども家庭支援センターが事務局ということなので、基本的には子ども家庭支援センターが中心になってされたら、と思うが、かなり広域だし、それから行政の部署が関係機関のところは行政の中でそれぞれこういった目標について進行管理を段階的にどういうふうに達成していくかという計画をするとは思うが、民間だけの集まり、医療機関も含めてですね、そういうところに対して、この計画がどう使われていくのか、それを立川市としてこういう目標を立てたときに、どういう働きかけをするのか、というところが何か見えなかったもので、それを書いたらいいのではと。それを基に、今年度の第 2 次についても、どういう風に運用していくかがあるといいのではということで、これを書かしていただいた。これに対して、今日の資料の中で第 1 次のことについてはちょっとわからないが、第 2 次計画のところでは今日配られた 3 ページのところ、第 7 節で計画の進捗管理について項目を作っていたので、具体的に過去のことは今からなかなか難しいと思うが、今後の 2 次計画については実際にこれを実現するための工程表なり、具体的なものを進捗管理していくところが見えてくると、この計画を見た人に安心感を与えるし、希望も持てるだろうし、5 年間のなかで調整も必要になってくるだろうし、ご意見とか当事者の方のご意見とか当然入っていくのではないかと。それがどこに寄せたらいいかはこれで見えてくるのかなと。ただ、担当部署が書いていないので、子ども家庭支援センターが事務局をやると書かれるといいのかなと。

【事務局】 進捗管理のところでは、第 1 次で進捗管理に触れていないが、この会議の 1 回目と 29 年度と 30 年度の取り組みについてどういう形で進捗管理したかはお示しさせていただいた。これは子ども家庭支援センターが各担当部署のところに全部聞いてどんな実績があったか、第 1 回の会議でお示した。進捗管理自体は、こちらで年度ごとに進捗状況の調査は行っており、庁内の「途切れ・すき間のない子ども子育て支援委員会」の中で確認してもらって、その内容については公開していきたいと考えている。もう 1 つ、民間の事業所とか医療機関については、私たちのほうで担当部署があつたりするので、そういうところ

を通じて進捗管理をしていきたいと考えているところである。

【委員長】 高機能的な部分と民間のところは進捗管理するところはあるが、書いていないからできれば書いてくれたらということ。

【B 委員】 前の報告で教育の協議会での働きかけをしているので、してきたことを書いておくと、今後これからどういう風に展開していくのかと、というのが見えてくるかと。

【委員長】 書き込めるものは書き込んでほしいと。ということで、委員からいただいたご意見の議論が今出てきた感じだが。あまり時間がないが、なにか今のところであるか。または、新しいところでわからないところがあれば。それでは、先に少し進めさせてもらえれば。いろいろご意見ありがとうございました。資料 1 の目次から全体について説明をお願いしたい

【事務局】 全体の構成は、現在の計画と同じだが、現在の計画では、第 3 章のところは「本市における発達支援の現状と課題」となっているが、案では「立川市発達支援計画の取り組みと経過と課題」と出している。それ以外の構成については、現在の計画と変わらない。次に第 1 章だが、差し替えをご覧いただきたい。現在の計画になかったところで、発達障害者支援法の一部改正を触れさせていただいている。それと障害者差別解消法の施行の次のところで、本市での条例についても触れさせていただいている。もう 1 つ、第 1 節の最後の行に、児童発達支援センター設置を国が市町村に求めているので、それを触れさせていただいている。第 3 節では、「計画の位置づけ」だが、こちらのほうは最初のときとだいぶ変わっているが、企画政策課のほうから個別計画はこのような形だと雛形が示されたので、それに則って示した形である。第 4 次長期総合計画では、政策は「子ども・学び・文化」、施策は「配慮を必要とする子どもや子育て家庭への支援」という位置づけになっている。関連する計画として、下の 6 個となる。特に関連の深いものについては、第 4 次夢育て・たちかわ子ども 21 プラン、第 3 次特別支援教育実施計画となる。次のページで、先ほどご指摘いただいたところだが、第 7 節の計画の進捗管理を入れさせていただいている。第 2 章では前回示したものとなっているので省略させていただく。第 3 章だが、前回と変わったところがあるので説明する。9 ページのところ、相談機能の主な取り組み・成果のところ、5 つ目だが、子ども家庭支援センターの発達相談から就学相談につながった件数として未就学から就学につなげた件数を挙げている。次の 10 ページでは、「情報共有機能」の主な取り組み・成果のところでは、今年度導入を始めるサポートファイルについて詳しく記している。次に 12 ページだが、コーディネート機能のところについては、課題の 1 つ目に職員のコーディネートの力の向上のところ組織力の向上も書き加えている。13 ページでは、「理解啓発機能」の課題の 2 つ目の文章を変えている。「ともに考えていく」と

いうところを明文化した。14ページだが、前にご指摘いただいたところが直ってなくて申し訳ない。発達相談のところの下に医療機関があるのだが、そこを結ぶ矢印がなかったので付け加えている。次に第4章だが、16ページのところで、差し替えにしている。コーディネート機能のところには児童発達支援センターの設置を入れた。子育て世代包括支援センターとの連携も「家庭支援機能」のところに入れている。18ページで、コーディネート機能のところでは、ご意見をいただいていたので、少し変えている。理解啓発のところは、先ほどの課題のところでも申し上げたが、標記の通り直させていただいている。第5章は、何回かお示ししているものなので、その中で、差し替えを出させていただいた。「子育てひろばにおける保護者の養育力向上のための支援」のところ、事前に送付していた資料は2-12だが、内容が成長・療育というよりは家庭支援にあたるということで、家庭のところに入れさせていただいている。大きく変わったり、説明が前回から変わったところは以上である。

【委員長】 大体フォローできたか。差し替えた分、修正した分、だいぶ意見を取り入れて書いていただいたかと思うが、いかがか。ご意見をいただきたいと思うが。

【D 委員】 1ページの都の条例に触れていないのは、市に条例があるから？民間にも差別解消法の合理的配慮の提供について法的義務が書いてあるが、都の条例は30年8月の実施で、立川市の条例と同じだと思うが、あえて都の条例に触れていないのか。前にも申し上げたかと思うが。障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例…30年の10月1日である。

【委員長】 都の条例ですか。

【D 委員】 はい。民間事業者の合理的配慮について義務化して国よりも厳しいものに。現場には衝撃があった条例だったので。

【委員長】 中身を読んでいないけれども、内容的にはどうか、重複したり…。

【事務局】 立川市の条例も事業者は入れているが…東京都は事業者も義務化している？

【D 委員】 努力義務ではなく法的義務として。

【事務局】 行政は義務だけど、民間は努力目標？

【D 委員】 国は、民間は努力義務だが、都条例だと義務にしているので、結構できたときは私立学校等も含めて危機感をもって対応していかなければならないという意識化がされて、今後、国の差別解消法自体がこの流れになるのではないかと。今議論をしているところ。都の条例に触れていないので意図的に入っていないのか、立川市にあるから触れていないのか、どういうことかなとお聞きしたいと思って。

【事務局】 立川市に条例があるので当然立川市の条例は触れるが…。計画自体は立川市なので、うちの条例自体で果たすものがあるので都の条例はあるが、市の発達支援計画の中でいうなら市の条例で十分というわけではないが…。計画策定の

背景としては発達障害者支援法の中にあり、また、障害者の利益については、いろいろご議論いただいている中で社会的障壁の除去を必要とすることなどについて書き込んでいるつもりではある。

【D 委員】 それはわかっているが、この条例が私の現場の中で大きなインパクトを持ったものだったので、これができたときから、緊迫感というか、より一層意識化されているというのが日常の業務の中にあるので、それを記載されていないことに意味があるのか、という風に思ったというところ。

【事務局】 立川市の条例が示せば、十分とは言えなくても、市の姿勢は見えるのかと思う。

【委員長】 D 委員、僕は知らないんだけど、都の条例のほうが厳しい？

【D 委員】 あまりニュースにならなかった印象だけれども、国より厳しくしましたと小池さんがおっしゃって義務にしたという。私は私立大学にいるのだが、そこでもインパクトがとてもし大きかった。いずれ、差別解消法の見直しのときにこれが影響されてくるだろうと見込みで動いていると。合理的配慮の実施は民間事業者だからといって努力義務にこだわらないというのを周知しているという現実があって、いつもこれが引き合いに出されている。

【委員長】 都がそのレベルで機能しているのであれば、あえて立川市が作らないと思うが、その規制する範囲が違うのか、もう少し細かいところは…。そこは、では、もう少し調べてみて整合性をとっていただいて。ありがとうございます。

【A 委員】 確実にあるなら、入れたほうが良いと思う。

【D 委員】 確実にある。

【A 委員】 それが原因でゆるくなるというのはないが。

【委員長】 ここにも規定されているっていう事実が…。

【A 委員】 きちっとしたほうが…。

【D 委員】 私立学校ではインパクトが走った？

【A 委員】 はい、そう思う。けっこう、スーパーとかでも大変だと言っていた。入れていったほうが、私はいいと思う。

【D 委員】 会社とかも意識しだったので…。

【委員長】 他はどうか。

【D 委員】 事前にお送りしなかったが、22ページの成長・療育事業の1のところ、いまさらという話になるかもしれないが、関係機関が市内小児科医療機関だから、一番最初に、「医療機関での診察を受けた後」っていうのが入ってくるということ？タイトルは「心理相談と発達検査及び個別療育枠の確保」、医療機関で診察を受けた後の話？と読み取っていいか？

【委員長】 問題点としては、こう書くと、医療機関で診察を受けないと…。

【D 委員】 順番が、診察を受けてから？療育病院なら、当然そうだと思うが、心理相談

や発達検査、個別療育につながるルートが医療機関の診察を受けた後という流れになるのか？

【委員長】 診断が出ないと動き出さないシステムなのかと。

【D 委員】 何らかの医師からのオーダーがないとできないのかという…。

【事務局】 おっしゃっているのは、個別療育枠の確保とあるから、最初から医療機関で、というところの順番が、ということか。

【D 委員】 そうです。診察を受けるというのが前提で、そこから相談や療育が始まるっという流れだが、そういうくくりなのか、それ以外で始まる場合も想定しているのかがわからない。

【事務局】 わかりやすく書くようにする。

【D 委員】 内容として、最後は市内小児科となっているので、医療について書かれているんだと思うが、タイトルが、心理相談、発達検査、個別療育ということになっているということになっているので、療育はいいと思うが、心理相談、発達相談は医療機関に限らないから…。

【委員長】 共通のタイトルになっていいのだろうか。

【D 委員】 タイトルと中身が…。

【事務局】 タイトルに沿った形と、趣旨はあくまでも医療機関での心理相談、発達検査、個別療育枠がメインなので、そこにあった形で修正する。

【D 委員】 今まで私も気が付かないで来たが、36ページの4-家庭17のところの、上から2行目の「また、子どもの発達については、他人に知られたくない情報」が、どうも引っかかるというか。それを知られたくない情報なのかと思ったり。デリケートな問題で重要な個人情報であるということは間違いがないけれども、他人に知られたくない、ステークワンのというのか…。

【委員長】 むしろ重要な個人情報であり、ぐらいな書き方。

【D 委員】 はい、負のイメージというか…。

【委員長】 後ろめたいっていうか。

【D 委員】 ええ、そうなんですよって言われているような、知られたくないですよっていう気持ちになる…。表現を変えたほうがいいと思う。

【事務局】 あえて、こういう表現を使わなくていいのではということ。

【D 委員】 知られたくないってなると、隠すとか…。

【事務局】 そういうことではない、と。

【D 委員】 そういう風にとられる。

【委員長】 価値づけができてしまう。

【事務局】 承知した。

【委員長】 重要な個人情報であり、というような表現で、いい？

【事務局】 はい。大切な個人情報だという、一般的な…。

- 【D 委員】 一般的な言葉で。
- 【事務局】 一般的な言葉で、承知した。
- 【D 委員】 45 ページの先ほど A 委員がおっしゃった、勉強と友達関係に限定されて…。
など、を入れたりするのか？
- 【事務局】 そのところは、それだけではなくて、心身の発達とか日常生活といった言葉をいれていく。
- 【D 委員】 何に困っているのか、何がご本人が困っているのかを各自それぞれで、友達関係や勉強だとは限らないから…。
- 【事務局】 だけ、ではないので、心身の発達や日常生活のような言葉を置いていきたい。
- 【D 委員】 もうちょっと広く、いろんなことで悩んでいること、生活の悩みが多いと思う。
- 【事務局】 ここは修正させていただく。
- 【D 委員】 あと 50 ページの 8 理解の 2 のところで、この合理的配慮にカギかっかがついているのは何か意味があるのか？
- 【事務局】 ご質問の趣旨は、わざわざ特出しする必要はない、という感じか。普通に一般的に…。
- 【D 委員】 ついてると、何か意味があるのか、と。
- 【事務局】 普通の言葉として日常的に使っているということ…。
- 【D 委員】 必要かつ合理的な配慮という風に、1 ページになっているが…。ここでカギかっかで入っていたのは何か。
- 【委員長】 取っていいと思う。
- 【事務局】 承知した。
- 【D 委員】 あと 47 ページの 4 番のところで、市内小児科という言葉と市内小児科医療機関という言葉が、上 3 行目に市内小児科医療機関となっているが、他のところで市内小児科、例えば 45 ページの 6 - 6 市内小児科医療機関となっているが。ただ、関係機関は、いつも市内小児科医療機関となっているので、これも用語として何か違いがあるのか。通常通りの意味にするのか、言い方が、2 種類あるからランダムになっているのか…。
- 【委員長】 使い分けがあるか？小児科医療機関としては。
- 【C 委員】 医療機関でいいかと。ただ、公認心理師ができれば、今後のアセスメントがどうなるかわからないが、こういうのは医療機関がするしかないのかなと。
- 【委員長】 ああ、そうか、そういう意味で、医療機関が入ってきて来ている。
- 【C 委員】 医療機関でないと診断ができないので…。
- 【委員長】 という話が出たときに、医療機関という名前が入っていたほうがそこにアダプトしやすいという。
- 【事務局】 それでは、市内小児科医療機関に統一する。

- 【D 委員】 市内小児科医療機関というのは、通常使われる言葉？
- 【委員長】 はい、使う。長いから、日常会話には入ってこないが。
- 【D 委員】 はい、以上です。ありがとうございました。
- 【委員長】 いろいろありがとうございました。まだ、他にあるか。
- 【A 委員】 理解啓発機能のところのほうの、13ページのところに、ちょっと大きいのが、「共生社会」って入れられないか、というのが。または、ここではなく、18ページの理解啓発機能の8番のところでもいいが。例えば、18ページの理解啓発機能に入れるとすれば、「市では様々な特性を持つ人々が安心して過ごせる共生社会を目指す社会の実現を目指し、発達支援団体と～」みたいな感じでどこかに入れられないかなという望みというか、大きい言葉なのでいきなり入れるのはどうかなと思ったが、気持ちとしてとてもあるので、どこかに入れられないかなと思うのが1つ。
- 【委員長】 入れるとすると、とってつけたような言葉ではない、よく言われる言葉である。
- 【A 委員】 とともに考えていくというよりも、もうちょっと一歩進めていく言葉はできないかなと思って。
- 【D 委員】 差別解消法の法律が求めているのは、多様性の尊重、共生社会の実現。だから、書かれていたほうがいいと、私も思うが。
- 【事務局】 13ページのところに、「ともに考えていく共生社会を目指して～」というような文言でいいか。
- 【D 委員】 課題のところか。
- 【事務局】 共生社会の環境づくりに取り組む…。
- 【D 委員】 共生社会の実現というのが、差別解消した先の趣旨じゃないかといったところを…。
- 【A 委員】 入れていただけるというところで、作文していただくということ。
- 【事務局】 ここで入れるということは、18ページの理解啓発のところでも。
- 【委員長】 委員会として入れていいよっていうのはよろしいか。異論がなければよろしいか。
- 【オブザーバー】 ちょっとよろしいか。14ページの表、一番最初のコーディネートする、大きな表があるが、これも全体として見える、14ページの表がとても重要になって、これがぱっとみて全貌がわかる、という風にすると、とてもいいと思うが、これはカラー印刷になるか？
- 【事務局】 すみません、白黒印刷である。ホームページはカラーになるが。
- 【オブザーバー】 なるほど。わかった。それでは、真ん中の子ども未来センターというところ、長い帯を全部統括しているので、この子ども未来センターの中身だけでも薄く網掛けとか、白黒でも、子ども未来センターがこれだけ頭にするとわ

かりやすくなる、見た人にも「ああ、未来センター、こんなにやってくれるんだ、総合的にやっているんだ」とわかりやすいのではないだろうか。

【事務局】 子ども未来センターに子ども家庭支援センターから教育支援課までがあることを工夫して示す。

【オブザーバー】 バンと出したほうが、市民にはわかりやすいかなっていう。もし、カラーだったらいろんな方法があるかもしれないが。そうしたら、ワンストップで、ここに相談したらいいんだという、市民に安心感が与えられるのではないだろうか。

【C 委員】 将来的には、児童発達支援センターと読み替えられるように。

【事務局】 児童発達支援センターをイメージするのであれば、ドリーム学園、療育の通所施設もあるが、これだけでは相談機能だけになってしまう。

【C 委員】 もうちょっと広がるという…。学童のほうも。

【事務局】 いえ、ドリーム学園のところまでで。

【C 委員】 私が言いたいのは、児童発達支援センターというのは年齢はいつまで考えているんですか、小学生も入る？

【事務局】 今後の検討課題です。

【C 委員】 それだと、逆行する。

【B 委員】 未来センターというのがよくわからない。

【C 委員】 未来センターは、ハコである。

【B 委員】 ハコであるが、この中に未来センターという言葉が、子ども家庭支援センターと並んで出てくるから……。未来センターというのは部署があるのか。

【事務局】 子ども未来センターというのは施設の名称で、その中にいろんな機能があって、子どものことについてやっている。その中で、子ども家庭支援センターと教育支援課が一緒になって子どものことをやっている。業務としては、子育て支援の啓発とか、虐待防止を担当している係があったりするが。

【B 委員】 センター長っていうのはいない？

【事務局】 全体が指定管理者になっており、施設の担当はほかの部署となる。

【D 委員】 児童発達支援センターはどうなるのかというと、全然変わるのだろうか。

【A 委員】 その辺ははっきりしていない。

【D 委員】 すみません、この同じページの小中学校のところで、特別支援学級がカッコに入っているのは何か意味があるのか。特別支援学校と、設立が都か市だから分けてあって、特別支援が市に見えるが。これだと、通級も入らなくなってしまうが。

【事務局】 これだと、特別支援学校だけしかイメージできない、ということ？

【D 委員】 もちろん、小中学校の通級も対象だと思っているが、カッコに入っているのが、立川市立とか都立、特別支援学校が都立だったら、その違いで別建てに

なっていて、このカッコに支援学級が入っているのはなぜなのかと思ったので。

【委員長】 別建てだったらカッコの位置が違うことになる。

【D 委員】 ここだけカッコになっているのはなぜ何だろうと、今思ったが。

【委員長】 隣に高等学校があるから、必ずしも市の管轄ということではないんだろうと。

【D 委員】 ここだけカッコに、就学相談とつながっている。就学時健診と就学相談がつながっているが、そうすると通級は就学相談に行かないのかとか、今気が付いたが。カッコに入っている設置は違うからなのか、でも見る人がカッコに入っているのを見て、なんだろうと。

【委員長】 なんだろうと。

【教育支援課長】 全部、特別支援学級も通級指導学級もすべて小中学校の一部ですので、むしろカッコはなくてもいいかなという、教育のほうの気持ちはある。

【D 委員】 小中学校、という記載で。

【教育支援課】 はい。

【D 委員】 それならそれで、わかりやすいと思う。

【事務局】 では、カッコを取ることに。

【C 委員】 全部ないほうがいい。

【D 委員】 全部小中学校に含むという形で。

【委員長】 だから、カッコごとなし？カッコの中身ごと、なし？

【事務局】 はい。そのように修正したい。

【C 委員】 あと、医療機関が2つに分かれているのは必要があるか？

【B 委員】 別のところでもいいか。

【委員長】 はい、どうぞ。

【B 委員】 17ページのところで…。

【事務局】 すみません、医療機関のところは直していく。

【委員長】 では、どうぞ。

【B 委員】 17ページの右側の項目の中で、私もちょっと気になっていたんですけど、子ども未来センターというのが、先ほどでは1つの組織ではないとなると、32番のところで「子ども未来センターと小学校と学童保育所等との連携」と、他のところの未来センターは子ども未来センターの相談とか書いてあるが、この場合、連携するのは…。

【委員長】 連携主体が見えない。

【B 委員】 連携するとき、誰が責任者なのか、がちよつと。いないとすると、どうやって…。

【委員長】 たしかに。

【事務局】 いわゆる子ども未来センターとは、子ども家庭支援センターと教育支援課という意味合いで。

- 【委員長】 その2つの課という意味合いで？
- 【事務局】 はい。
- 【委員長】 全部書ききれない？この一行で。
- 【B 委員】 未来センターを取ったほうがいいのかもしい。
- 【委員長】 子ども未来センター内部の全部の機関ではないから。
- 【B 委員】 全部の機関ではない。
- 【事務局】 はい。
- 【B 委員】 そうしたら、連携するところだけを書けばいいのでは。漫画見に来てもいいのだが。
- 【A 委員】 学童はどこに連携するのか？学童と、小学校は教育支援課だが、どこか？入れていくとしたら。入れるとしたらなんて入れる？
- 【委員長】 「等」でも入れていく？よろしいか？
- 【事務局】 A 委員、今、どのような。
- 【委員長】 学童はどこに入るか？
- 【A 委員】 書くとしたらなんて書くか？
- 【事務局】 どこのあたり？
- 【委員長】 32 番。
- 【A 委員】 担当部署はどこに入るのかなと。
- 【事務局】 子ども育成課である。学童を担当しているのは子ども育成課である。
- 【A 委員】 子ども育成課も連携？わからない…。
- 【事務局】 本庁に子ども育成課があるが、実際は個々の学童保育所と連携していくと思う。
- 【委員長】 32 番の文章はどうなるか？
- 【保育課長】 教育支援課と子ども家庭支援センターと小学校・学童との連携、と。
- 【委員長】 全部書けばそうなる。
- 【C 委員】 未来センターという書き方もよくないと思う。明確ではないし、それが組織として動いていないのであくまでも箱モノなので。2行になるが、なにか工夫をしてもらって書いたらいいのではないか。
- 【委員長】 下の33番も2行になっているから、いいのではないか。
- 【事務局】 では、機能の部分と説明書きは整理させていただき、子ども未来センターを、子ども家庭支援センターと教育支援課と具体的に書かせていただくということで。施設の名称で使っているところはそのままとさせていただく。
- 【委員長】 だいぶ、時間もいいところまで来たので、すこしまとめる方向に向かっていきたいかなと。よろしければ、まだ発言していない先生がたに…。
- 【A 委員】 すみません、37ページの4-20、講座だが、柴崎学習館に頼ってしまっていると思う。未来センターでも行う講座をもっと充実させてほしい。だから

継続、となっているのだが、充実にならないですか。柴崎学習館に結構頼っている気がする。だから、もっと未来センターで工夫してやったらいいのでは、という希望があるが。

【事務局】 啓発の事業を市民の皆さんに向けてやるときに、子ども家庭支援センターでは団体と協力してやったり、関係者と一緒になってやったりするやり方もある。生涯学習のほうでやれば、広い対象で、シリーズで学習館がずっとやっていることもあるので、それぞれのところで講座をやっていくと思っている。また、団体でもいろんな形で取り組んでいるので、そういうところを支援しながら、やっていきたいと思っている。新しく子ども家庭支援センターで発達だけというわけにもいかないので、いろいろな講座をやっていくが、新たに事業を実施するというところまでは。

【A 委員】 わかった。

【委員長】 と、いうところか。まだ、ご発言のない委員さんは、E 委員はどうか。

【E 委員】 いえ、大丈夫である。

【委員長】 F 委員は？

【F 委員】 大丈夫である。

【委員長】 では、今日の議論はこのあたりとして、事務局に返し、今のことも検討して、案をまとめて、メールで連絡が来ると思う。スケジュール的なところを。

【事務局】 訂正していただいたところをメールでお送りするので、それでご確認をしていただく。もし、ご意見等がありそうであれば、20 日ぐらいまでにいただいて、それをいただいてから、メールまたは郵送でお送りする。

【委員長】 時間はないが、20 日までにご意見がある人はメールでいただいたり。最終稿が来たときに、ここを変えたよとわかるように。

【事務局】 本日いただいたご議論を踏まえ、修正した箇所がわかるように送らせていただく。

【委員長】 チェックしていただいて、何かあれば、早めに出していただければ。よろしくお願いたします。事務局を信頼して、最終案をまとめていただきたいと思う。最後、20 日までにござっと見て、意見をいただければと。

【事務局】 これまで、多くのご意見をいただき、ありがとうございました。会議録が遅くなって申し訳ないが、出来上がり次第、またご覧いただきますので、よろしくお願したい。本日はありがとうございました。